

平成 25 年 12 月 03 日

江戸川区教育委員会
委員長 松原秀成 殿

陳情者

連絡先

学校給食運営に付いて、保護者との関係の説明を求める陳情

理由

東日本大震災が起因となったフクイチ原発事故により、東日本地域での食材の安全性の不確かさから学校給食食材の安全性確認などを江戸川区教育委員会へ求めてまいりましたが、給食提供、管理、責任の所在などの関係が分かり難く、学校、栄養士、校長、教育委員会、担当課と、たらい回しにあったような感も少なからずあったと思っています。そのような背景から保護者と学校給食との関係の確認をしたく教育委員会給食係りに問い合わせた結果として、給食提供に関する条例等の規則が無いとのことでしたので、先の「規定の無い給食費取扱いに、会計規則を設けるよう求める陳情」を提出したのですが、陳情文の表現が悪く趣旨がうまく伝わらなかったようで、内規である「江戸川区学校徴収金事務取扱規程」に従い適正に処理されていると、本来の趣旨とはずれたご回答いただきました。

そこで本来の意図する趣旨である保護者と学校給食との関係に対するご見解をご明示頂けるよう求めます。

1. 記憶に頼ったものですが、入学、転入時に給食費の額と支払いに関する口座手続きのプリントは頂いたように思いますが、給食提供者と受給者との契約書若しくは給食提供の内容、給食費などに関する取り扱いなどの説明されたものは頂いていないかと思っています。教育委員会給食係りの説明では、学校給食法に従い提供し、学校給食法 11 条 2 項の定めを根拠として徴収している以外に法令等はないとのことでしたが、給食提供と受給に関する契約関係はどうなっているのでしょうか？
また学校設置者には提供努力義務はあるとして、保護者側に受給義務はあるのでしょうか？
2. 学校給食法第四条による学校設置者の給食提供の努力義務と、第十一条 1, 2 により設置者と保護者の経費負担が謳われていますので、政令で定めた提供者の負担分以外は保護者に支払い義務があることとなるのでしょうか、現在の給食会計報告に照らし合わせた場合では食材費の支払いにあたることと思いますので、一律徴収された給食費会計に余剰金が出た場合には保護者は支払いの理由が無いものを払ったことにならないのでしょうか？

3. 「江戸川区学校徴収金事務取扱規程」の対象と思われる教材費と比較しても、使用分を使用者が負担分するという同種のものである教材費は清算され返還されていますが、給食費では繰り越されています。

区は繰り越すことに保護者の同意や法令等による根拠はあるのでしょうか？

4. 「江戸川区学校徴収金事務取扱規程」第2条では、各対象者に対して校長が「委任に基づき収納、管理、支出の事務を処理する」とありますが、それぞれどのような委任方法がとられ、それは区内で統一された形式によるものでしょうか？

以上